

道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令案に関するパブリックコメントの募集結果について

平成20年9月1日
＜問い合わせ先＞
自動車交通局技術安全部自動車情報課
(内線 42117)
TEL : 03-5253-8111 (代表)

国土交通省では、平成20年6月14日から平成20年7月13日までの期間において、道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令案に関するパブリックコメントの募集を実施し、広く国民の皆様からのご意見を募集した結果、7名(法人含む)の方から10件のご意見を頂きました。

主なご意見の概要及び国土交通省の考え方を下記のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

なお、本件に直接関係がなかったご意見についても、今後の施策の推進に当たって参考にさせて頂きたいと思っております。

今回の意見募集に当たり、ご協力頂きました方々へ厚く御礼申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進にご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

No	お寄せ頂いたご意見の概要	国土交通省の考え方
1	所有者の記載を除外している車の使用者の方から抹消を頼まれた場合、所有権がついているかどうか分かりづらいのではないかと。	当該自動車の所有者を確認する手段として、平成19年11月より運輸支局へ出向かず、電子的に自動車の登録情報について提供を受けることができるよう措置しておりますので、そちらをご活用いただければと考えます。
2	「一時抹消登録証明書」が「登録識別情報等通知書」に変更になるという具体的な内容の説明が足りない。	自動車の登録手続については、自動車ユーザーの利便性向上の観点からその電子化を推進しているところであり、電子申請のメリットを十分に活かす観点から一時抹消登録証明書を廃止することとしましたが、社会的影響等を考慮して当面の間は登録識別情報等通知書をもって代えることとしました。 当該通知書は一時抹消登録証明書とほぼ同内容の形式となっておりますが、使用者情報が削除されている等、一部異なる部分があります。 別添にて新しい様式の見本を掲載しておりますので、そちらでご確認ください。

3	<p>この度の制度変更は、特定の事業者の意向のみが反映され多くの問題及び不公平を含んだ物であるといわざるを得ない。</p>	<p>現在、自動車の所有者と使用者が異なる場合で、所有者の事由のみに係る移転登録や変更登録があった際にも、使用者は15日以内に自動車検査証の記載事項変更の申請を行わなければならなかったところですが、今回の改正によりこれらの事由に基づいて使用者が申請をする必要がなくなり、負担が軽減されることから、特定の事業者のみならず、一般の国民にとっても有益であるものと考えます。</p>
4	<p>車検時には所使用者へ印鑑証明書の提出をもとめる等定期的なご確認をお願いし車検証記載内容をできる限り正確に発行していただきたい。</p>	<p>今回の改正には直接関係がないものと思料いたしますが、今後の施策の推進に当たって参考にさせて頂きたいと思えます。</p>
5	<p>一時抹消登録証明書の提出がなくても自動車リサイクルシステム（ホームページ）にて使用済み自動車として取り扱った旨を容易に確認することが可能と考える。</p>	<p>今回の改正には直接関係がないものと思料いたしますが、今後の施策の推進に当たって参考にさせて頂きたいと思えます。</p>
6	<p>一般ユーザーの移転登録・抹消登録等に関して今までどおりの車検証が発行されるのかどうか、発行されるとすればどういったレイアウトになるのか、全くわかりません。「車検証」「登録識別情報通知書」「一時抹消登録証明書」等の見本の開示を至急していただきたい。</p>	<p>今回導入いたします「登録識別情報」は所有者と使用者が異なる自動車の場合で、かつ希望があった場合に通知され、それを契機として自動車検査証から所有者情報を削除することとしています。従いまして、所有者と使用者が同じ場合や「登録識別情報」を特段希望しない場合には現行の自動車検査証（所有者情報が記載されたもの）が交付されることとなります。</p> <p>また、「一時抹消登録証明書」が廃止されますが、当面の間は「登録識別情報等通知書」という形で一時抹消登録証明書とほぼ同内容の書面（一時抹消登録証明書から使用者情報を削除したもの）を交付することとしています。</p> <p>別添にて様式の見本を掲載しておりますので、そちらでご確認ください。</p>
7	<p>使用者事由に拠らない所有者に関する記載内容の一括変更は、軽自動車ユーザーの利便性向上の観点からもシステム的に対応できるような仕組みを構築していただきたい。</p>	<p>検査対象軽自動車につきましては、登録制度の対象外となっていること等、法制度上の問題から今回、登録自動車と同様の措置を取るとは難しいと判断いたしました。</p>

8	<p>平成18年5月の「道路運送車両法の一部改正」の背景には、第164回国会において「自動車交通における利便性及び安全性の向上を図るために所要の措置を講ずる」となっています。又、今回の省令案では「自動車ユーザーの利便性向上の観点から電子化を推進しております」となっています。改正法に基づく省令案に、残念ながら矛盾したものを感じます。整合性のとれた「省令案」を望みます。</p>	<p>省令案の概要に記載しております「電子化を推進」とは登録識別情報制度のみを指すものではなく、平成17年12月より開始された「自動車保有関係手続のワンストップサービス」や平成19年11月に創設された「自動車登録情報の電子的提供制度」等を指しております。</p> <p>従いましてこれらの制度が一体となることによって自動車ユーザーの利便性向上につながるものと考えます。</p>
9	<p>登録識別情報の通知と提供にあたって、申請方式を採用すべきと考えます。</p>	<p>今回導入いたします「登録識別情報」は自動車の所有者からの登録申請にもとづき、国土交通大臣が当該登録を行った場合に通知されるものです。また登録識別情報の提供は登録申請の際に申請者が提供しなければならないものです。</p> <p>したがって、登録識別情報の通知、提供は申請行為に付随したものと考えます。</p>
10	<p>登録識別情報の入手経路、手続や新設される「登録情報の通知を希望した場合の自動車検査証」の適用基準など制度の詳細とともに、自動車検査証から所有者の氏名・住所が削除される場合における登録事項等証明書への表示項目など、他の登録関係書類への影響の有無につき早急の開示いただきたい。</p>	<p>今回導入いたします「登録識別情報」は所有者と使用者が異なる自動車の場合で、かつ希望があった場合に通知され、それを契機として自動車検査証から所有者情報を削除することとしています。</p> <p>登録識別情報の入手経路としましては新規、変更、移転登録の場合は申請者があらかじめ入手した識別番号及び暗証番号を用いて国から電子的に通知を受け、一時抹消登録の場合は「登録識別情報等通知書」として紙で受け取る方法になります。</p> <p>この場合においても所有者情報は自動車検査証から削除されるだけであって、自動車登録ファイルには記録されますので、登録事項等証明書その他の書類への影響は特段ありません。</p> <p>なお、その他詳細な手続等につきましては、通達等で措置することとします。</p>

平成20年9月1日
＜問い合わせ先＞
自動車交通局技術安全部技術企画課
(内線 42214)
TEL : 03-5253-8111 (代表)

国土交通省では、平成20年6月27日から平成20年7月28日までの期間、自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令の一部改正に関するパブリックコメントを実施し、広く国民の皆様からのご意見を募集した結果、8件のご意見を頂きました。

頂いたご意見の概要及び国土交通省の考え方を別紙のとおりとりまとめましたので、公表します。

今回の意見募集に当たり、ご協力頂きました方々へ厚くお礼申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進にご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

1. 「検査標章（検査対象軽自動車を除く）の視認性向上」

〈ご意見〉 8件

意見：自動車の外から車検有効期間を容易に判別できるようにするため、サイズを大きくして、地色を毎年変えるとともに、貼付を簡便に行えるよう、早い適切な時期をとらえて見直しを行って頂きたい。

理由：平成16年の様式変更から、サイズが小さくなり、特に各年毎の判別しやすいカラー刷りの地色がなくなったため、以前に比べ、外部からの車検有効期間の確認がしづらく、無車検車の使用者に対し、抑止力が低下していると考えます。

〈見解〉

検査標章は、検査の履行の有無及び自動車検査証の有効期間の満了する時期を表示し、無車検車の取締りの簡便化を図るため、道路運送車両法第66条に基づき、前面ガラス等に表示するものです。

また、運転者に対して自車の有効期間を表示することによって、道路運送車両法第58条において規定する、有効期間の満了日をしらしめる効果も持ち合わせています。

改正前の検査標章は、電算システム更改時の平成16年1月から導入したものであり、検査標章の交付の効率化や誤交付の防止を図るため自動車検査証と同時にプリンタ出力する方式とし、二輪車用の検査標章と同サイズとしましたが、頂いたご意見と同様に表示文字が外見からは見づらい、運転者側に表示される有効期間の満了日の文字が小さいことに対する改善要望が従来から当省に寄せられていることから、今般、これらの要望に対応すべく検査標章の表示文字のサイズを大きくする等の改正を行いました。

今回、検査標章の視認性向上を図る方法として検査標章のサイズを大きくする、地色の変更を行うことの検討も行いましたが、これらを行うためには検査標章を出力するプリンタの交換やシステムを大幅に変更する必要があり、経費負担を招くことから対応は困難と判断しました。

また、検査標章の貼付方法については、従来から検査標章台紙に表示させて頂いているところですが、貼付方法を更にわかりやすく周知する方法について関係者の協力を得つつ、検討させて頂きます。

なお、頂きましたご意見につきましては、今後の施策の参考とさせて頂きます。